

大阪府農業振興地域整備審議会の

概要

（趣旨）

第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項、第 202 条の 3 第 1 項及び第 203 条の 2 第 4 項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2 （省略）

（報酬）

第三条 委員等の報酬の額は、日額 9,800 円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

（費用弁償）

第四条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和 40 年大阪府条例第 37 号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

（中略）

別表第一(第二条関係) ※一部抜粋

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
大阪府農業振興地域整備審議会	農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 4 条第 1 項の農業振興地域整備基本方針の策定又は変更、同法第 6 条第 1 項の農業振興地域の指定、区域の変更又は指定の解除、同法第 9 条第 1 項の農業振興地域整備計画の策定又は変更その他農業振興地域の整備及び農業の振興に関する重要事項の調査審議に関する事務

○大阪府農業振興地域整備審議会規則

平成 24 年 11 月 1 日

大阪府規則第 250 号

(最終改正平成 28 年 10 月 28 日)

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和 27 年大阪府条例第 39 号)第六条の規定に基づき、大阪府農業振興地域整備審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験のある者

二 市町村長

三 大阪府農業会議、大阪府農業協同組合中央会、大阪府土地改良事業団体連合会その他の農業関係団体の代表者

四 大阪府都市計画審議会の委員

五 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第三条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第六条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員等は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(報酬)

第七条 委員等の報酬の額は、日額9,800円とする。

(費用弁償)

第八条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、環境農林水産部において行う。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年規則第 93 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年規則第 151 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 28 日から施行する。

大阪府農業振興地域整備審議会 委員名簿

構成	区 分	団 体 名	職 名 等	氏 名
1	学識経験のある者	大阪府立大学	名誉教授	増田 昇
2		追手門学院大学 地域創造学部 和歌山大学	教授 名誉教授	藤田 武弘
3		なにわの消費者団体 連絡会	幹事	中村 夏美
4	市町村長	大阪府市長会	会長 (和泉市長)	辻 宏康
5		大阪府町村長会	会長 (岬町長)	田代 堯
6	大阪府農業会議、大阪府 農業協同組合中央会、大 阪府土地改良事業団体連 合会、その他の農業団体 の代表者	大阪府土地改良事業団体 連合会	会長	北島 政夫
7		大阪府農業経営者会議	理事	中筋 秀樹
8		一般社団法人 大阪府農業会議	会長	中谷 清
9		一般社団法人 大阪府畜産会	理事	佐竹 洋一
10		大阪府農業協同組合 中央会	代表理事会長	寺下 三郎
11		大阪府森林組合	理事	長澤 伸之
12	大阪府 都市計画審議会の委員	大阪府都市計画審議会	会長 (大阪公立大学大 学院教授)	内田 敬